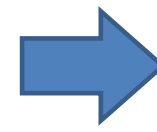


議案第223号 川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について

【第2次地方分権一括法による水道法の一部改正】

○水道法で定めていた布設工事監督者を配置する「水道の布設工事」は、条例で定める「水道の布設工事」に限る。
○水道法において政令で定めることとされていた布設工事監督者及び水道技術管理者の資格は、政令で定める資格を参酌して条例で定める。



【本市の対応方針】

水道の布設工事については、工事の内容が特殊であることから、また、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格については、それらの者が担う重要な役割に鑑み、水道法及び水道法施行令で定める水準を引き続き維持することとする。

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（制定案）	考え方	水道法・水道法施行令
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)及び水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。</p>		<p>水道法</p>
<p>(布設工事監督者を配置する水道の布設工事) 第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。</p>	<p>法で定める水道の布設工事の範囲を維持し、そのまま規定</p>	<p>第3条第10項 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定める水道施設の増設若しくは改造の工事をいう。</p>
<p>(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 上下水道事業管理者が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者</p>	<p>政令で定める水道技術管理者の資格を参酌して、そのまま規定 ※旧大学令等に係る規定については、実態を考慮して削除</p>	<p>水道法施行令</p> <p>(布設工事監督者の資格) 第4条 法第12条第2項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</p>
<p>(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者 (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 上下水道事業管理者が前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者</p>	<p>政令で定める水道技術管理者の資格を参酌して、そのまま規定 ※旧大学令等に係る規定については、実態を考慮して削除</p>	<p>(水道技術管理者の資格) 第6条 法第19条第3項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 第4条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者 (2) 第4条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 厚生労働省令の定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</p>
<p>附 則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>		